

岡山県再生品の使用促進に関する指針

I. 趣旨

1. 地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。
2. このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務であり、従来の物品から、循環資源を使用して製造された再生品などに置換していくことが求められている。
3. 再生品への需要の転換を進めるためには、再生品の供給を促進するための施策とともに、再生品の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を併せて講ずることが重要である。
4. 以上のことから、県は、再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して再生品を使用するとともに、事業者及び県民による再生品の使用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
5. 本指針は、岡山県循環型社会形成推進条例（平成13年岡山県条例第77号）第23条第1項第1号及び第2号の規定並びに同条例第23条第1項第3号に基づき、岡山県循環型社会形成推進条例施行規則（平成14年岡山県規則第37号）第4条に掲げられた事項を示すものである。

II. 使用を促進すべき再生品の品目及びその判断基準に関する事項

使用を促進すべき再生品の品目及びその判断基準は、別表のとおりとする。

III. 再生品の使用を促進するため、県が取り組むべき事項

1. 使用の促進

再生品への転換を図るため、使用方法等の見直しにより、再生品の積極的な使用に努めるものとする。

2. 再生品使用状況の把握・公表

- (1) 県は、再生品使用の実績として、指針に掲げる指定品目ごとに、使用事例や使用状況の把握に努めるものとする。
- (2) 県は、環境マネジメントシステムとの連携を図り、再生品使用を促進するための体制を確立するとともに、各組織においてその使用状況等を定期的に点検・評価し、報告を行うものとする。
- (3) 把握した当該年度の再生品使用の実績は、翌年度中に公表するものとする。
- (4) 再生品使用の実績を公表するにあたっては、廃棄物の減量、省資源、地球温暖化防止など環境への負荷の低減についての分かりやすい指標を用いるよう努めるものとする。
- (5) 県は、当該結果を踏まえ、再生品の使用が促進されるよう図るものとする。

3. 公共工事における環境配慮事項

- (1) 県は、県が行う工事において、循環資源を原料とした再生品を、その性能、品質、安全性、数量、価格等について考慮の上、可能な範囲で優先的に使用するよう努めるものとする。
- (2) 県は、環境負荷の低減及び事業者の取組を促す観点から、循環資源を原料とした資材について実証試験、試験施工に自ら取り組むとともに、当該資材の安全性や機能を確認し、事業者や県民に対して情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4. 事業者、県民等の再生品の使用を促進するための措置

- (1) 県は、事業者、県民等による再生品の使用が促進されるよう、本指針に適合する製品、環境ラベルを取得した製品、循環資源を原料とした再生品の有無等に関する情報について積極的に収集するとともに、事業者や県民に対して情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 県は、事業者、県民等による再生品の使用が促進されるよう、普及啓発、環境教育などの措置を講ずるものとする。

5. 指針の見直し

本指針は、社会経済情勢の変化、技術の進歩、再生品の製造・販売状況及び使用実績等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

IV. 再生品の使用を促進するため、事業者が取り組むべき事項

1. 製造段階

- (1) 循環資源を原材料として積極的に利用するとともに、循環資源を用いた製品の

供給を拡大する。

- (2) 製品を設計・製造するにあたって、使用後にリサイクルが容易となるよう構造・材質・製法などを工夫する。
- (3) 工程から発生する金属屑、紙屑、廃液などの回収・再利用のための設備を設置、活用するとともに、他の事業者等が利用できるよう、副産物を用途に応じた規格・仕様加工するよう努める。
- (4) 自社製品の回収ルートを確認し、リサイクル技術を確認するよう努める。
- (5) 使用後の製品が分別回収しやすいよう、材質などに関する表示を行うとともに、消費者に対して必要な情報の提供に努める。

2. 流通・販売段階

- (1) 簡易包装の推進、多重包装の見直し、量り売り、ばら売りの推進等により、包装、紙容器、買い物袋、食品トレイ、ラップ等の削減に取り組む。
- (2) 詰替式製品やリターナブル容器入り製品の販売促進に努める。
- (3) 積極的に再生品を置く、再生品販売コーナーを設置するよう努める。
- (4) 紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収・リサイクルに取り組む。

3. 使用段階

- (1) 製品を購入するにあたっては、当該製品の在庫数の把握、使用方法及び使用量の見直しなど、必要性を考慮し、適正量を購入する。
- (2) 間伐材、廃木材など、これまで必ずしも有効に利用されてこなかった資源を利用した製品を積極的に購入、使用する。
- (3) 再生品やエコマーク商品を優先的に購入、使用する。
- (4) 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入、使用する。
- (5) 包装紙や封筒、段ボール箱などは繰り返し使う。
- (6) 両面印刷や両面コピーを心がける。
- (7) コピー用紙、コンピューター用紙、伝票・事務用箋等、印刷物・パンフレット等、トイレットペーパー、名刺、その他の紙について、再生紙への転換を進める。
- (8) 再生パルプの使用率や白色度を考慮した再生紙利用の目標・基準を立て、使用状況を把握しながら取り組む。
- (9) 再生パルプ使用率を印刷物等に明記するよう努める。
- (10) 使い捨て製品（紙コップ、紙皿、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。
- (11) リターナブル容器（ビール瓶、一升瓶等）に入った製品を優先的に購入・使用する。
- (12) 詰め替え可能な製品の利用や備品の修理などにより、製品等の長期使用を進める。
- (13) コピー機、プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進める。

- (14) 個人が使用するごみ箱の数を削減するとともに、分別回収ボックスの適正配置などにより、ごみの分別を徹底する。
- (15) 建設資材は再生品を使用するよう努める。
- (16) 木材の調達に当たり、県産材の使用に努めるものとするほか、跡地の緑化・植林・環境修復が適切に行われていることに配慮し、又は跡地緑化等に協力する。
- (17) 資源やエネルギーの利用効率が高く、建設副産物の発生を抑制する工法を採用する。
- (18) 建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルに努める。

4. 廃棄段階

- (1) 資源の回収・再資源化に努める。
- (2) 回収した循環資源がリサイクルされるよう確認する。
- (3) 環境負荷の低減に配慮したごみ処理システムの構築に努める。
- (4) 廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに廃棄物の適正な処理を確認する。
- (5) 廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、チェックする。
- (6) 廃棄時に有害物質が発生しないよう徹底するとともに、ばい煙の処理、近隣環境への配慮等を行う。
- (7) メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を極力行うことにより、有機物の埋立処分を抑制する。

5. 再生品使用状況の把握・公表

- (1) 環境に配慮した物品等の調達に係る基準、リストを作成し、調達状況を把握する。
- (2) 「岡山県循環型社会形成推進条例」第24条の規則で定める規模以上の事業者は当該年度の再生品の使用実績を品目ごとに取りまとめた環境報告書を作成し、その内容を翌年度中に周知するものとする。
- (3) 上記以外の規模の事業者であっても、再生品の使用状況を公表するよう努める。

V. 再生品の使用を促進するため、県民が取り組むべき事項

1. 購入

- (1) 必要以上に物を購入しない。
- (2) 製品の成分表示を確認し、環境配慮型の製品を購入する。
- (3) 再生品やエコマーク商品を優先的に購入、使用する。
- (4) 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入、使用する。
- (5) 使い捨て製品（紙コップ、紙皿、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。
- (6) リターナブル容器（ビール瓶、一升瓶等）に入った製品を優先的に購入・使用

する。

- (7) マイバッグを持参し、レジ袋はもらわない。
- (8) 過剰包装を断る。
- (9) フリーマーケットやリサイクルショップを活用する。

2. 使用

- (1) 詰め替え可能な製品の利用や備品の修理などにより、製品等の長期使用を進める。
- (2) トイレトペーパーは再生紙のものを使う。
- (3) 紙は表も裏も使い、新聞、不要なダイレクトメールはリサイクルする。
- (4) 食べ残しをせず、やむをえない場合は持ちかえる。

3. 廃棄・その他

- (1) 空き缶、空きびん、牛乳パック、古紙や古布などは地域の資源集団回収や店頭回収に出す。
- (2) ごみ・資源は分別して、収集日を守って出す。
- (3) 生ごみは推肥化してごみなどの減量化に努める。
- (4) 3R運動 (Reduce, Reuse, Recycle) を実践する。
- (5) 環境家計簿をつける。

附則 本指針は、平成14年10月15日から施行する。ただし、Ⅲの2及びⅣの5は平成15年4月1日から施行する。